

堺伝匠館（堺伝統産業会館）管理運営業務
提案書作成要領

令和 7 年 10 月

公益財団法人堺市産業振興センター

目 次

1	業務名	1
2	業務目的	1
3	堺伝匠館について	1
4	履行期間	2
5	契約担当課	2
6	応募資格等	2
7	プロポーサル参加資格要件	2
8	日程	3
9	応募書類の配布	4
10	現地説明会	4
11	提出方法	4
12	提出書類	5
13	企画提案書作成に関する質問受付	7
14	企画提案書提出の辞退	7
15	失格事項	7
16	企画提案書等の審査	8
17	契約の締結	8
18	その他	9

1. 業務名

堺伝匠館（堺伝統産業会館）管理運営業務

2. 業務目的

公益財団法人堺市産業振興センター（以下「センター」という。）が所有する堺伝統産業会館（愛称「堺伝匠館」。以下「堺伝匠館」という。）は、堺の伝統産業の振興拠点として、堺の伝統産業を多くの人に広く認知させ、身近に感じる機会を提供し、その匠の技術や魅力の訴求、堺の伝統産業品及び堺製品の売上の向上を通じ、伝統産業事業者及び伝統産業各組合の支援を行っている。

これらの堺伝匠館の役割を踏まえ、民間事業者のノウハウ等を活用し、堺伝匠館の認知度向上、売上拡大、情報発信機能強化等による伝統産業の更なる振興と堺伝匠館の効率的な管理運営を図ることを目的とする。

3. 堺伝匠館について

堺伝匠館は、堺の伝統産業である「堺打刃物」、「浪華本染め（注染・和晒）」、「堺線香」、「堺手織緞通」、「堺五月鯉幟」、「昆布」や堺ゆかりの「和菓子」等を一堂に展示、販売し、それら伝統産業の実演、体験の実施も通じて伝統産業の振興を図る唯一の施設である。

立地場所は、16世紀頃に形成された環濠都市内にあり、「堺打刃物」、「堺線香」、「昆布」、「和菓子」の事業所や由緒ある神社仏閣、歴史的なまちなみ、先人ゆかりの地、さかい利品の杜、堺市立町家歴史館など、数多くの歴史文化資源が点在する観光誘客の拠点エリアとなっている。

令和4年度下半期以降、刃物の購入を目的とした欧米系インバウンドの来館増に伴い、令和6年度の売上は約2.3億円となった。今年度は、令和6年度を上回る売上で推移している状況となっている。

【参考】

堺伝匠館の売上金額及び来館者数（過去3年間）

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
売 上	110,263 千円	182,580 千円	233,445 千円
うちオンラインショップ売上	3,923 千円	4,191 千円	3,949 千円
来館者数	106,881 人	120,997 人	133,144 人

堺伝匠館の取引先数及び取扱アイテム数（令和7年9月末現在）

	刃物	線香	注染	食品	その他
取引先数	31	3	9	31	13
アイテム数	2,639	294	795	673	234

※刃物は鋏、砥石等を含む

4. 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

5. 契約担当課

〒591-8025 堺市北区長曾根町 183-5

公益財団法人堺市産業振興センター 経営支援課（担当：野口）

TEL 072-255-1223 FAX 072-255-1185

E-mail hanro@sakai-ipc.jp

6. 応募資格等

(1) 応募団体の資格

次の事項を全て満たすものとする。

- ① 法人その他の団体又は複数の法人等が構成するコンソーシアム、あるいはジョイントベンチャー（以下、「グループ」という。）であること。（個人による応募はできません。）
- ② プロポーザル参加資格要件に該当していること。

(2) グループでの応募について

- ① グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めること。なお、グループ名は市民から誤解を生じないような名称とすること。
- ② グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできない。
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできない。
- ④ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないとセンターが判断した場合、変更を認めることがある。その場合は必要に応じ、書類の再提出を求める。

7. プロポーザル参加資格要件

以下の要件を全て満たしている者とする。また、グループで応募する場合は全ての構成団体が以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと（同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められてから 3 年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号。以下「契約規則」という。）第 3 条の規定に該当しないこと。
- (2) 堺伝匠館（堺伝統産業会館）管理運営委託業務（以下「本業務という」）のプロポーザ

ル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）による入札参加停止又は入札参加回避を受けていないこと。なお、入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていないこと。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 本業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けている者ではないこと。また、排除要綱第 5 条第 2 号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。なお、入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていないこと。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは当該通報等を受けた場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (5) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

8. 日程

(1) 公募開始日	令和 7 年 10 月 28 日
(2) 施設の現地説明会の参加申込締切	令和 7 年 11 月 6 日
(3) 施設の現地説明会	令和 7 年 11 月 13 日
(4) 参加資格確認申請書等提出締切	令和 7 年 11 月 25 日
(5) 質疑締切日	令和 7 年 11 月 25 日午後 5 時
(6) 質疑回答日	令和 7 年 12 月 2 日
(7) プロポーザル参加資格確認結果通知日	令和 7 年 12 月 2 日

(8) 企画提案書等・辞退届提出締切日	令和 7 年 12 月 9 日
(9) プレゼンテーション実施日	令和 7 年 12 月中旬〔予定〕
(10) 審査結果（採否）通知日（優先交渉権者決定）	令和 7 年 12 月中旬〔予定〕
(11) 契約締結日	令和 7 年 12 月下旬〔予定〕

※質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

9. 応募書類の配付

令和 7 年 10 月 28 日（火）から令和 7 年 11 月 25 日（火）午後 5 時まで、センターホームページ <https://www.sakai-ipc.jp> からダウンロードする。

10. 現地説明会

施設の現地説明会を以下のとおり実施する。応募予定の者は可能な限り参加すること。

(1) 開催日時及び場所

令和 7 年 11 月 13 日（木）10 時 30 分から 1 時間程度（予定）

堺市堺区材木町西 1-1-30 堺伝匠館

※現地説明会への参加は任意とする。

※堺伝匠館の駐車場は使用しないこと。

(2) 参加人数

1 者 2 名まで

(3) 申込期限

前記 8（2）の施設の現地説明会の参加申込締切日まで

(4) 申込先

前記 5 の契約担当課まで

(5) 申込方法

現地説明会参加申込書（様式 7）に必要事項を記入のうえ、電子メールで申し込むこと。また送信後、速やかに契約担当課まで電話をし、必ず到達を確認すること。

11. 提出方法

プロポーザル参加資格確認申請書、辞退届、企画提案書等の提出方法は、前記 5 の契約担当課まで直接持参又は郵送（FAX 不可）とする。

【持参の場合】前記 8 の各提出期限までの午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】前記 8 の各提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記 5 の契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

12. 提出書類

(1) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

①提出書類

(ア) プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）

グループの場合は、代表団体が必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。なお、「商号または名称」欄には、代表団体名とグループ名を併記すること。

(イ) 法人等概要、役員名簿（様式 2）

(ウ) グループ構成書（様式 3）

グループの場合に提出してください。

(エ) グループ協定書兼委任状（様式 4）

グループの場合に提出してください。

(オ) 定款、寄付行為又はこれらに類する書類

(カ) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）

(キ) 直近 3 か年の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、販管費明細書

(ク) 法人市民税の納税証明書 1 部

（市外業者の場合は、主たる営業所の市（区町村）のもの。本業務公募開始日が属する月の初日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。）

(ケ) 国税の納税証明書（その 3 の 3） 1 部

（本業務公募開始日が属する月の初日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。）

(コ) 会社概要等が記載されている資料 1 部

※グループで参加する場合、提出書類（イ）（オ）（カ）（キ）（ク）（ケ）（コ）については、代表団体及び構成団体の全者が提出すること。

②提出期限

前記 8（4）参加資格確認申請書等提出締切日まで

③提出先

前記 5 の契約担当課まで

④提出方法

前記 11 の提出方法のとおり

※前記 7 のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した者に対して、参加の可否について、令和 7 年 12 月 2 日に通知する。

(2) 企画提案書等の提出

①提出書類

下記（ア）（イ）の各提出部数は10部（正1部 副9部）とする。

（ア）企画提案書

- ・A4版 横書 左綴じ。
- ・正は、申請者（グループの場合は代表団体）の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。
- ・副は、申請者が判別できるような記載等は一切行わないこと。
- ・宛名は「公益財団法人堺市産業振興センター理事長」とすること。
- ・表紙には「堺伝匠館（堺伝統産業会館）管理運営業務企画提案書」及びプロポーザル番号（※）を記載すること。
※プロポーザル参加資格確認結果通知の際に知らせる審査用整理番号のこと。
- ・申請者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。
- ・本業務において企画提案をすることができるのは1案だけである。
- ・提出期限後の企画提案書の差替は認めない。（センターが補正等を求める場合を除く。）

企画提案書記載事項

別紙の本業務仕様書に基づき、次の項目についての提案を作成すること。

- ① 本契約期間における売上高及び来館者数の目標値
- ② 本契約期間における業務実施スケジュール
- ③ 本業務に係る運営・人員体制
- ④ 店舗販売・運営における客単価や誘客、購買率の向上につながる取組
- ⑤ オンラインショップ販売強化の取組及び戦略的運営の方法
- ⑥ 誘客につながる企画展示及び実演・体験の取組
- ⑦ 堺伝匠館及び伝統産業の魅力発信の取組
- ⑧ 市内観光施設等との連携による誘客及び周遊促進の取組
- ⑨ その他、堺の伝統産業及び堺産品の魅力発信、売上向上、来館者の増加及び効率的な運営につながる取組

（イ）収支計画書（様式5）

- ・会計年度ごと（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年度）に作成し、企画提案書に添付すること。
- ・申請者名等の記載や押印を一切行わないこと。収支計画書についても、企画提案書と同様に、申請者が判別できるような記載等は一切行わないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

②提出期限

前記 8 (8) 企画提案書等・辞退届提出締切日まで

③提出先

前記 5 の契約担当課まで

④提出方法

前記 11 の提出方法のとおり

13. 企画提案書作成に関する質問受付

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記 5 の契約担当課まで電子メールにて問い合わせること。送付後、速やかに契約担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、質問受付期間は前記 8 (1) 公募開始日から (5) の質疑締切日時までとし、それ以後は一切受け付けない。

14. 企画提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、企画提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、プロポーザル参加辞退届（様式 6）に申請者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、辞退理由を記入のうえ、1 部提出すること。なお、グループの場合は、代表団体が必要事項の記入、押印等を行い、「商号または名称」欄には、代表団体名とグループ名を併記すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

①辞退届提出期限

前記 8 (8) 企画提案書等・辞退届提出締切日まで

②提出先

前記 5 の契約担当課まで。

③提出方法

前記 11 の提出方法のとおり

15. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合

- (2) 堺市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 本業務について 2 案以上の企画提案をした場合
- (10) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

16. 企画提案書等の審査

- (1) 審査基準及び配点
別紙審査基準及び審査表のとおり。
- (2) 審査方法
 - ・ 提出書類はセンターに設置する堺伝匠館（堺伝統産業会館）管理運営業務に係る受注者選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた 1 者を選定する。
 - ・ 審査対象者が 1 者の場合は、審査評価を行いその評価結果をもとに審査委員の合議により選定する。
 - ・ 提出書類の内容についてのプレゼンテーションの実施を予定しているので、日時等詳細については別途連絡を行う。
 - ・ 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
 - ・ 審査内容、結果についての異議は認められない。
- (3) 審査結果
審査結果は採否に関わらず、前記 8（10）審査結果（採否）通知日（優先交渉権者決定）に通知する。
- (4) 優先交渉権者の決定
審査の結果を踏まえ、契約の相手方として最も適したものを優先交渉権者として決定する。

17. 契約の締結

- (1) 契約者の決定
 - ① 選定後に詳細な協議を行い、センターが協議内容を承認した後に契約を行う。協議が不調に終わった場合は、プロポーザルの第 2 順位の者を改めて選定する場合がある。また協議が不調に終わった場合に生じた経費については、センターは一切負担しない。

- ② 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は前記 8（11）契約締結日までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。
- ③ 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

なお、優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないとセンターが判断した場合及び契約不成立によりセンターに著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

（2）契約金額

別紙本業務仕様書 14（1）のとおりとする。

（3）契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の 10/100 以上とする（ただし、利子は付さない）。契約金額について、単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じた額、複数単価契約の場合は各契約単価に予定数量を乗じた額を合算した額、総価契約と単価契約の複合契約の場合は契約単価に予定数量を乗じた額に総価契約分を合算した額とする。また、長期継続契約については、初年度に係る部分に限る。ただし、契約期間のうち初年度に係る期間が 12 月に満たない場合において、全体の契約期間が 12 月以上の時にあつては初年度に係る部分を 1 年あたりの額に換算した額とし、契約期間が 12 月未満のときにあつては契約期間内に支払うことが見込まれる総額とする。

ただし、契約規則第 30 条の 2 に該当する場合は、免除する場合がある。

（4）誓約書の提出

優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。

18. その他

- （1）提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合にはセンターで定めた保存年限満了後、センターの責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- （2）提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

- (3) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、センターは一切賠償しない。
- (4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて申請者の負担とする。
- (5) 仕様書等は無料とする。なお、仕様書等は本業務プロポーザルの積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、プロポーザル終了後に破棄又は責任を持って管理すること。
- (6) 本業務にかかる制作物の著作権は、センターに帰属する。製作にあたっては第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは著作権法上に定められた手続きを行うこと。もし、これらの問題が生じて、センターは一切の責任を負わない。